

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局計画課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに係る指定の有効期間及びその更新等に係る周知並びに同上及び地域密着型（介護予防）サービスの実施に関するQ&Aについて

計13枚（本紙を除く）

Vol.20

平成19年10月9日

厚生労働省老健局計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(企画法令係・内線 3971)

FAX : 03-3595-3670

事 務 連 絡

平成19年10月3日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当課（室） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局計画課

指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス
に係る指定の有効期間及びその更新等に係る周知並びに同上及
び地域密着型（介護予防）サービスの実施に関するQ&Aにつ
いて

指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの指定の有効期間及びその更新については、平成19年度末から現在の指定の有効期間が順次満了を迎えることとなるため、その更新に係る市（区）町村及び事業者の対応が必要となる。

これらについては、介護保険法（平成9年法律第123号）等関係法令により規定されているところであるが、今般、別紙1のとおり指定の有効期間について、別紙2のとおり上記関係法令における根拠規定についてとりまとめて示すところであるので、御了知の上、管内市（区）町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

また、別紙3のとおり市（区）町村等から質問の多い事項についてとりまとめて示すところであるので、併せて参考にされたい。

パターン1:平成18年4月に新設されたサービス

○対象となるサービス

- ・地域密着型サービス(夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護)
- ・地域密着型介護予防サービス(介護予防小規模多機能型居宅介護)

[illegible]

パターン2:平成18年3月31日以前からあったサービス(みなし指定の規定あり)

○対象となるサービス

- 地域密着型サービス(認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)
- 地域密着型介護予防サービス(介護予防認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型共同生活介護)

○起算日のもととなるサービス

下記のサービスについては、平成18年3月31日以前に括弧内のサービスについて指定を受けた日から起算して指定の更新日が設定される。

- ・認知症対応型通所介護(通所介護)
- ・認知症対応型共同生活介護(認知症対応型共同生活介護)
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護(特定施設入所者生活介護)
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(介護老人福祉施設)

		有効期間	H12.4.1 H13.3.31	H13.4.1 H14.3.31	H14.4.1 H15.3.31	H15.4.1 H16.3.31	H16.4.1 H17.3.31	H17.4.1 H18.3.31	H18.4.1 H19.3.31	H19.4.1 H20.3.31	H20.4.1 H21.3.31	H21.4.1 H22.3.31	H22.4.1 H23.3.31	H23.4.1 H24.3.31	H24.4.1 H25.3.31
①	対応するサービスの指定を平成12年4月1日～平成13年3月31日の間に受けた場合	8年間	平成12年4月1日～平成13年3月31日に各サービスの指定を受けた場合						指定の有効期間の満了日は平成20年3月31日～平成21年3月30日						
			①	②	8年間				①		②	みなし指定			
②	対応するサービスの指定を平成13年4月1日～平成14年3月31日の間に受けた場合	7年間	平成13年4月1日～平成14年3月31日に各サービスの指定を受けた場合						指定の有効期間の満了日は平成20年3月31日～平成21年3月30日						
			①	②	7年間				①		②	みなし指定			
③	対応するサービスの指定を平成14年4月1日～平成18年3月31日に受けた場合	6年間	平成14年4月1日～平成18年3月31日に各サービスの指定を受けた場合						指定の有効期間の満了日は平成20年3月31日～平成24年3月30日						
			①	②				①		②	みなし指定				
④	平成18年4月1日以降指定を受けた場合	6年間	(例)平成18年4月1日に指定を受けた場合						指定の有効期間の満了日は平成24年3月31日						
			①						②		6年間				

指定地域密着型（介護予防）サービスの事業所指定に係る関係法令

別紙 2

1 指定地域密着型サービス

サービス	指定	みなし指定 (17年度以前指定分)	みなしの属人限定(※) (他の市(区)町村分)	指定(許可)の有効期間	
				17年度以前指定	18年度以降指定
夜間対応型訪問介護	法第42条の2第1項				指定日から6年間
認知症対応型通所介護		平成18年政令第154号 附則第3条	平成18年政令第154号 附則第4条	平成18年政令第154号 附則第7条	法第78条の11 による 法70条の2の準用
小規模多機能型居宅介護					
認知症対応型共同生活介護		平成17年法律第77号 附則第10条第2項	平成18年政令第154号 附則第6条	平成18年政令第154号 附則第7条	
地域密着型特定施設入居者生活介護		平成17年法律第77号 附則第10条第2項	平成18年政令第154号 附則第6条	平成18年政令第154号 附則第7条	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		平成17年法律第77号 附則第10条第3項	平成18年政令第154号 附則第6条	平成18年政令第154号 附則第7条	

2 指定地域密着型介護予防サービス

サービス	指定	みなし指定	みなしの属人限定(※)	指定(許可)の有効期間	
				17年度以前指定	18年度以降指定
介護予防認知症対応型通所介護	法第54条の2第1項	平成18年政令第154号 附則第3条	平成18年政令第154号 附則第4条	平成18年政令第154号 附則第7条	指定日から6年間
介護予防小規模多機能型居宅介護					法第115条の19 による
介護予防認知症対応型共同生活介護		平成18年政令第154号 附則第5条	平成18年政令第154号 附則第6条	平成18年政令第154号 附則第7条	法70条の2の準用

※ 他市(区)町村のみなし指定の更新については、みなし指定に係る被保険者のみに効力を有することとなる。

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）抄

（地域密着型介護サービス費の支給）

第四十二条の二 市町村は、要介護被保険者が、当該市町村の長が指定する者(以下「指定地域密着型サービス事業者」という。)から当該指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型サービス(以下「指定地域密着型サービス」という。)を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定地域密着型サービスに要した費用(認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、地域密着型介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の地域密着型サービスを受けたときは、この限りでない。

2～10（略）

（地域密着型介護予防サービス費の支給）

第五十四条の二 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村の長が指定する者(以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者」という。)から当該指定に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型介護予防サービス(以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。)を受けたとき(当該居宅要支援被保険者が、第五十八条第四項の規定により同条第一項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定地域密着型介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となつておりときその他の厚生労働省令で定めるときに限る。)は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定地域密着型介護予防サービスに要した費用(食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、地域密着型介護予防サービス費を支給する。ただし、当該居宅要支援被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の地域密着型介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。

2～10（略）

（指定の更新）

第七十条の二 第四十一条第一項本文の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

- 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 4 前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。

(準用)

第七十八条の十一 第七十条の二の規定は、第四十二条の二第一項本文の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(準用)

第百十五条の十九 第七十条の二の規定は、第五十四条の二第一項本文の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号） 抄

附 則

第十条 （略）

- 2 この法律の施行の際現に旧介護保険法第四十一条第一項本文の指定を受けている認知症対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護(旧老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームその他旧介護保険法第七条第十六項の厚生労働省令で定める施設であつて、その入居者が同条第三項に規定する要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られるもののうち、その入居定員が二十九人以下であるものにおいて行うものに限る。)の事業を行う者については、施行日に、当該事業を行う事業所の所在地の市町村の長(施行日の前日において当該市町村以外の市町村(以下この条において「他の市町村」という。)が行う介護保険の被保険者がこれらのサービスを利用している場合には、当該他の市町村の長)から、新介護保険法第八条第十八項に規定する認知症対応型共同生活介護又は同条第十九項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護に係る新介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定を受けたものとみなす。ただし、当該事業を行う者が施行日の前日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。
- 3 この法律の施行の際現に介護保険法第四十八条第一項第一号の指定を受けている指定介護老人福祉施設であつて、その入所定員が二十九人以下であるものの開設者は、施行日に、当該指定介護老人福祉施設の所在地の市町村の長(施行日の前日において他の市町村が行う介護保険の被保険者が当該指定介護老人福祉施設に入所している場合には、当該他の市町村の長)から、新介護保険法第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る新介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定を受けたものとみなす。

介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成十八年政令第百五十四号） 抄

附 則

（指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する経過措置）

第三条 平成十七年改正法の施行の際現に平成十七年改正法第三条の規定による改正前の介護保険法(以下「旧法」という。)第四十一条第一項本文の指定を受けている通所介護(認知症である者について行うものであって、厚生労働大臣が定めるものに限る。)の事業を行う者については、施行日に、当該事業を行う事業所の所在地の市町村の長(他の市町村(平成十七年改正法附則第十条第二項に規定する他の市町村をいう。以下同じ。))が行う介護保険の被保険者が平成十八年三月中に当該通所介護を利用した場合には、当該他の市町村の長)から、新法第八条第十六項に規定する認知症対応型通所介護及び新法第八条の二第十五項に規定する介護予防認知症対応型通所介護に係る新法第四十二条の二第一項本文及び新法第五十四条の二第一項本文の指定を受けたものとみなす。ただし、当該事業を行う者が施行日の前日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

第四条 前条の規定により指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者とみなされた者に係る新法第四十二条の二第一項本文及び新法第五十四条の二第一項本文の指定(他の市町村の長によるものに限る。)は、平成十八年三月中に前条に規定する通所介護を利用した当該他の市町村が行う介護保険の被保険者に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費並びに地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の支給について、その効力を有する。

第五条 平成十七年改正法の施行の際現に旧法第四十一条第一項本文の指定を受けている認知症対応型共同生活介護の事業を行う者については、施行日に、当該事業を行う事業所の所在地の市町村の長(施行日の前日において他の市町村が行う介護保険の被保険者が当該認知症対応型共同生活介護を利用している場合には、当該他の市町村の長)から、新法第八条の二第十七項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護に係る新法第五十四条の二第一項本文の指定を受けたものとみなす。ただし、当該事業を行う者が施行日の前日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

第六条 平成十七年改正法附則第十条第二項若しくは第三項又は前条の規定により指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者とみなされた者に係る新法第四十二条の二第一項本文又は新法第五十四条の二第一項本文の指定(他の市町村の長によるものに限る。)は、施行日の前日において、平成十七年改正法附則第十条第二項に規定する認知症対応型共同生活介護若しくは特定施設入所者生活介護を利用し、又は同条第三項に規定する指定介護老人福祉施設に入所している当該他の市町村が行う介護保険の被保険者に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費並びに地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の支給について、その効力を有する。

(指定又は許可の有効期間の経過措置)

第七条 平成十七年改正法附則第十条又は附則第三条若しくは第五条の規定により新法第四十一条第一項本文、第四十二条の二第一項本文、介護保険法(以下「法」という。)第四十六条第一項、第四十八条第一項第一号若しくは第三号若しくは新法第五十四条の二第一項本文の指定又は法第九十四条第一項の許可を受けたものとみなされた者の当該指定又は許可に係る施行日後の最初の更新については、新法第七十条の二第一項(新法第七十八条の十一、第百十五条の十、第百十五条の十九及び第百十五条の二十八において準用する場合を含む。)、第七十九条の二第一項、第八十六条の二第一項、第九十四条の二第一項及び第百七条の二第一項中「六年ごと」とあるのは、「介護保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十七号)第三条の規定による改正前の介護保険法第四十一条第一項本文、第四十六条第一項若しくは第四十八条第一項第一号若しくは第三号の指定又は第九十四条第一項の許可を受けた日から六年(平成十四年四月一日以前に当該指定又は許可を受けた者については、平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間において、当該指定又は許可を受けた日に応当する日から一年)を経過する日まで」とする。

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）抄

（地域密着型介護サービス費の支給）

第四十二条の二 市町村は、要介護被保険者が、当該市町村の長が指定する者(以下「指定地域密着型サービス事業者」という。)から当該指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型サービス(以下「指定地域密着型サービス」という。)を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定地域密着型サービスに要した費用(認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、地域密着型介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の地域密着型サービスを受けたときは、この限りでない。

2～10（略）

（地域密着型介護予防サービス費の支給）

第五十四条の二 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村の長が指定する者(以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者」という。)から当該指定に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型介護予防サービス(以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。)を受けたとき(当該居宅要支援被保険者が、第五十八条第四項の規定により同条第一項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定地域密着型介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となつており、その他の厚生労働省令で定めるときに限る。)は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定地域密着型介護予防サービスに要した費用(食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、地域密着型介護予防サービス費を支給する。ただし、当該居宅要支援被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の地域密着型介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。

2～10（略）

（指定の更新）

第七十条の二 第四十一条第一項本文の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。

(準用)

第七十八条の十一 第七十条の二の規定は、第四十二条の二第一項本文の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(準用)

第百十五条の十九 第七十条の二の規定は、第五十四条の二第一項本文の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号） 抄

附 則

第十条 （略）

2 この法律の施行の際現に旧介護保険法第四十一条第一項本文の指定を受けている認知症対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護(旧老人福祉法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームその他旧介護保険法第七条第十六項の厚生労働省令で定める施設であつて、その入居者が同条第三項に規定する要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られるもののうち、その入居定員が二十九人以下であるものにおいて行うものに限る。)の事業を行う者については、施行日に、当該事業を行う事業所の所在地の市町村の長(施行日の前日において当該市町村以外の市町村(以下この条において「他の市町村」という。))が行う介護保険の被保険者がこれらのサービスを利用している場合には、当該他の市町村の長)から、新介護保険法第八条第十八項に規定する認知症対応型共同生活介護又は同条第十九項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護に係る新介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定を受けたものとみなす。ただし、当該事業を行う者が施行日の前日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

3 この法律の施行の際現に介護保険法第四十八条第一項第一号の指定を受けている指定介護老人福祉施設であつて、その入所定員が二十九人以下であるものの開設者は、施行日に、当該指定介護老人福祉施設の所在地の市町村の長(施行日の前日において他の市町村が行う介護保険の被保険者が当該指定介護老人福祉施設に入所している場合には、当該他の市町村の長)から、新介護保険法第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る新介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定を受けたものとみなす。

介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成十八年政令第百五十四号） 抄

附 則

（指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に関する経過措置）

第三条 平成十七年改正法の施行の際現に平成十七年改正法第三条の規定による改正前の介護保険法(以下「旧法」という。)第四十一条第一項本文の指定を受けている通所介護(認知症である者について行うものであって、厚生労働大臣が定めるものに限る。)の事業を行う者については、施行日に、当該事業を行う事業所の所在地の市町村の長(他の市町村(平成十七年改正法附則第十条第二項に規定する他の市町村をいう。以下同じ。))が行う介護保険の被保険者が平成十八年三月中に当該通所介護を利用した場合には、当該他の市町村の長)から、新法第八条第十六項に規定する認知症対応型通所介護及び新法第八条の二第十五項に規定する介護予防認知症対応型通所介護に係る新法第四十二条の二第一項本文及び新法第五十四条の二第一項本文の指定を受けたものとみなす。ただし、当該事業を行う者が施行日の前日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

第四条 前条の規定により指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者とみなされた者に係る新法第四十二条の二第一項本文及び新法第五十四条の二第一項本文の指定(他の市町村の長によるものに限る。)は、平成十八年三月中に前条に規定する通所介護を利用した当該他の市町村が行う介護保険の被保険者に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費並びに地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の支給について、その効力を有する。

第五条 平成十七年改正法の施行の際現に旧法第四十一条第一項本文の指定を受けている認知症対応型共同生活介護の事業を行う者については、施行日に、当該事業を行う事業所の所在地の市町村の長(施行日の前日において他の市町村が行う介護保険の被保険者が当該認知症対応型共同生活介護を利用している場合には、当該他の市町村の長)から、新法第八条の二第十七項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護に係る新法第五十四条の二第一項本文の指定を受けたものとみなす。ただし、当該事業を行う者が施行日の前日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

第六条 平成十七年改正法附則第十条第二項若しくは第三項又は前条の規定により指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者とみなされた者に係る新法第四十二条の二第一項本文又は新法第五十四条の二第一項本文の指定(他の市町村の長によるものに限る。)は、施行日の前日において、平成十七年改正法附則第十条第二項に規定する認知症対応型共同生活介護若しくは特定施設入所者生活介護を利用し、又は同条第三項に規定する指定介護老人福祉施設に入所している当該他の市町村が行う介護保険の被保険者に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費並びに地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の支給について、その効力を有する。

(指定又は許可の有効期間の経過措置)

第七条 平成十七年改正法附則第十条又は附則第三条若しくは第五条の規定により新法第四十一条第一項本文、第四十二条の二第一項本文、介護保険法(以下「法」という。)第四十六条第一項、第四十八条第一項第一号若しくは第三号若しくは新法第五十四条の二第一項本文の指定又は法第九十四条第一項の許可を受けたものとみなされた者の当該指定又は許可に係る施行日後の最初の更新については、新法第七十条の二第一項(新法第七十八条の十一、第百十五条の十、第百十五条の十九及び第百十五条の二十八において準用する場合を含む。)、第七十九条の二第一項、第八十六条の二第一項、第九十四条の二第一項及び第百七条の二第一項中「六年ごと」とあるのは、「介護保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十七号)第三条の規定による改正前の介護保険法第四十一条第一項本文、第四十六条第一項若しくは第四十八条第一項第一号若しくは第三号の指定又は第九十四条第一項の許可を受けた日から六年(平成十四年四月一日以前に当該指定又は許可を受けた者については、平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間において、当該指定又は許可を受けた日に応当する日から一年)を経過する日まで」とする。

地域密着型（介護予防）サービスの指定の有効期間及びその更新に関するQ&A

問 1 平成 18 年 3 月 31 日（認知症対応型通所介護については 3 月中）に、A 市に所在する地域密着型サービス事業所を B 市の被保険者が利用していたことにより、B 市の指定を受けたとみなされている事業所が、平成 18 年 4 月 1 日以降に B 市に対して指定申請をしたうえで指定を受けた場合、当該事業所の B 市からの指定の有効期間は如何。

（答）

指定の有効期間は、平成 18 年 4 月 1 日以降の申請に基づき指定を受けた日から 6 年である。

問 2 1 つの地域密着型サービス事業所に対し、複数の市（区）町村が指定している場合、その指定の有効期間満了日は、各々の市（区）町村ごとに異なり、指定の更新手続についても、各市（区）町村ごとに行わなければならないか。

（答）

ご指摘のとおりである。

問 3 A 市に所在する地域密着型サービス事業所に対し、A 市以外にも例えば B 市、C 市と複数の市が指定しているケースにおいて、何らかの理由で A 市が当該事業所の指定の取消しを行う場合、A 市の他市への対応はどうすればよいか。

（答）

地域密着型サービス事業所の利用者が、当該事業所の所在しない B 市、C 市の利用者のみとなれば、原則として利用者を市（区）町村内の住民に限定する小規模なサービスとし、保険者が事業者の指導監督を行うものであるという地域密着型サービス創設の趣旨を実現できなくなるため、A 市の指定取消しにより、B 市、C 市の指定を取り消すのが適当である。ただし、指定取消しの際は、当該事業所の利用者のサービス提供について、適切な対応を行う必要があるため、他市（区）町村の利用者がいる事業者の指定取消しを行う場合は、当該他市（区）町村と連携をとりながら利用者のサービスの確保等を考慮した対応を行っていただきたい。

地域密着型（介護予防）サービスの実施に関するQ&A

問１ 小規模多機能型居宅介護に係る基準省令の解釈通知において、「指定通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所が自主事業で宿泊サービスも行うようなサービス形態については、小規模多機能型居宅介護の創設に伴い、行うことができなくなることはないものであり、こうしたサービス形態は引き続き可能であることに留意すること」とあるが、通所介護事業所内に自主事業で宿泊した翌日、引き続き通所介護を受けることは可能か。

（答）

平成１８年度に小規模多機能型居宅介護が開始する以前から、介護保険の通所介護事業者が、自主事業において宿泊サービスを提供する例があったところ、こういった「宅老所」の取組みについて、小規模多機能型居宅介護の基準解釈通知で既に示しており、小規模多機能型居宅介護が開始したことによって不可能とするものではなく、引き続き通所介護事業所内で自主事業として宿泊サービスを行うことはもちろん、宿泊した翌日に引き続き通所介護サービスを提供することも、直ちに否定されるわけではない。

ただし、デイサービス事業所に宿泊することが常態化している場合には、当該高齢者に対する介護サービス提供のあり方として、現在受けているサービスが適当か否かをあらためて検討することが必要であることに留意されたい。

そのような場合には、都道府県・市（区）町村におかれては、当該サービス提供の実態が、居宅サービスの理念に沿っているものかどうか十分に確認いただき、適宜、適正なサービス提供がはかられるよう指導を行われたい。

問２ 夜間対応型訪問介護と通常の訪問介護の併用に関して、平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号の第2の2（5）において、「夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）を算定する事業所においては、定期巡回サービスを含めて1月あたりの包括報酬であることから、他の訪問介護事業所のサービスを利用していたとしても、当該他の訪問介護事業所における訪問介護費を算定することはできない」とあるが、これは日中の時間帯については、何ら訪問介護サービスは利用できないという趣旨か。

（答）

通知は、夜間対応型訪問介護事業所のサービス提供時間帯については、他の訪問介護サービスの訪問介護費を算定できない旨記載したものであり、それ以外の時間帯について指定訪問介護を利用することは差し支えない。